


令和2年度
給水装置主任技術者・排水設備指定工事店
講習会

~道路占用等について~



説明項目

- 道路占用許可申請
- 法定外公共物土地占用許可申請
- 道路工事等施行承認申請
- 河川占用許可申請

各申請に際する提出部数について

- 道路占用許可申請 ……各1部
- 道路工事等施行承認申請 ……各1部
- 法定外公共物土地占用許可申請 ……各2部（1部は返却）
- 河川占用許可申請
 - ・ 法河川（小豆川、大門川、大正寺沢川、浜川、秋山川）
……………各3部
 - ・ 準用河川 ……各2部

※法河川および準用河川以外は、法定外公共物扱いになります。

道路占用許可申請について

- 申請～許可書の発行までの流れ

通常（標準処理期間：3週間程度）

- ・ 道路占用許可申請書受理→協議書→道路使用許可→
道路占用許可

軽微な工事（標準処理期間：2週間程度）

- ・ 道路占用許可申請→道路使用許可→道路占用許可

※軽微な工事に該当するか判断項目

- 1 実工事期間が7日以内
- 2 工事延長が20m以下
- 3 通行止めを伴わない

上記の3項目に**全て該当**する場合のみ、軽微な工事！！

申請書記載事項の注意点（１）

工事期間について

- 工事着手から本復旧までの期間
- 工期が延びる場合は占用工事期間満期日の**2週間前**までに変更占用申請が必要
- 工期内に舗装工事が終わらないことに伴う、工事施行承認は受理できません。変更申請が必要。

工事期間の「内 日間」について

- 実工事の日数を記載
- 埋設と本舗装で最低2日間
- この日数が軽微な工事の判断に必要

舗装構成（舗装タイプ）について

- 土木管理課または土木事務所で事前に確認
- 市のホームページから確認できます。
※「地図情報インターネット提供サービス」

申請書記載事項の注意点（２）

交通規制方法について

- 片側交互通行の場合は**2.5m以上**、歩行者用通路の場合は**1.0m以上**の残幅を確保

掘削制限期間について

- 事前に土木管理課または土木事務所で制限の有無を確認
- 申請書の備考欄に有無を記載
- 制限期間中の場合は、自治会長等の承諾書が必要
※令和元年11月に様式が変更されています。
- 制限箇所は市のホームページから確認できます。
※「地図情報インターネット提供サービス」

舗装復旧について

- 本舗装復旧を別の占用者が行う場合は、その“業者名”を記載
- 市の工事で実施する場合は“課名”を記載
- 本舗装復旧が実施されるまでは、仮復旧を行った方の責任

申請書記載事項の注意点（3）

各課の受付印について

- 給水管→お客様サービス課（井川・日向・坂ノ上：水道施設課）
- 私設下水管→下水道維持課（農業集落排水：農地整備課）

軽微な工事について

- 道路占用許可申請書の表紙のコピーを2部ご用意ください。
※土木管理課でコピーすることは、原則できません。
- 押印した表紙が協議書の代わり。道路使用に添付。

～お願い～

- 申請書の受理後に審査を行います。その際に疑義や修正等があることがあります。できるだけ早くご対応いただくことで許可書の発行も早くなりますので、ご協力をお願いします。

施工に際しての注意点

- 道路占用許可書を受領後は、確実に許可条件を確認してから施工
- 近隣住民には、事前に挨拶、工事説明、交通規制等を十分に説明し、調整を図ったうえで施工
- 仮舗装復旧については、加熱アスファルト合材を使用。
※軽微な工事で道路管理者が認めた場合は、常温合材で可。
- 停止線や区画線、道路標示、視覚障害者誘導ブロック、グリーンの着色等を確実に復旧すること
- N5（B）交通以上の路線については、傾斜式カッターの使用もしくはクラック防止テープの使用で復旧
- 道路表層面から管天部までが60cm以下となる場合は、確実に360°コンクリート巻きを行うか、耐荷重の証明がある管を埋設すること
- 舗装復旧幅および影響幅について、N3（L）交通のみ最低復旧幅が1.2m。その他、N4（A）交通以上は3.0mが最低復旧幅となる。また掘削制限箇所は3.0mで復旧。
※復旧幅や影響幅については、市のホームページで確認

完了届について

- 管天部から60cm以下で埋設した場合には、コンクリート巻き等を行ったことが確認できる写真を添付してください。
- 仮舗装復旧および本舗装復旧の写真には、リボンロッド等で復旧寸法が確認できるようにしてください。
- 仮舗装復旧で終わる場合には、本舗装復旧を誰が行うのか完了届の“添付書類欄”に明記してください。

その他

- 仮復旧状態の工事箇所における占用事業者の休暇期間中の安全対策を徹底していただきますようお願いいたします。
- 定期的なパトロール等を実施し、施工箇所の陥没事故等の防止にご協力をお願いいたします。
- 静岡市では、GW期間、夏季期間、年末年始及び年度末の交通量増加期間に**工事抑制期間**を設けております。許可書に記載させていただきますので、ご確認とご協力をお願いいたします。
- 引込管の直しや、口径変更する場合には、同じ掘削断面の中で処理できるようにし、既設管の撤去をお願いいたします。

各申請に際する注意点

- 承諾書の様式が新しいものになっているか確認ください。
- 本舗装復旧の影響幅が、新しい基準になっているか確認してください。
- 法定外公共物土地占用許可申請には、公図写しの添付をお願いします。
※有地番の場合は、登記事項要約書等の添付もお願いします。
- 占用箇所が私道（位置指定道路等）ではないか、確認をお願いします。私道については、市に**占用許可権限がありません**ので、細心の注意をお願いします。
- 占用物件確認書（地下埋設物確認）の確認者の記名漏れがないか確認してください。

終わりに

- 許可書の審査については、皆様の書類を基に進めてまいります。

事前確認も多く煩雑な案件もあるとは思いますが、

ご協力をお願いいたします。

参 考

- 地図情報インターネット提供サービス

U R L : www2.wagamap.jp/shizuoka/Portal

※市道名、舗装区分、掘削制限箇所が検索できます。

- 静岡市道路工事に伴う路面復旧基準

U R L : https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_005199_00001.html

※令和3年4月初旬に基準改定を予定しております。

- 申請書ダウンロード

U R L : city.shizuoka.lg.jp/000_001412.html

※道路占用許可申請書を始め、各種申請書をダウンロードできます。

申請書記載例

様式第五(第四条の三関係) (記載例1)

道路占用協議書 (更新(更新))

静岡市長 令和〇〇年〇〇月〇〇日

占用しようとする人 千 420-8602
静岡市葵区道手町1-2

企業局取り扱い課者を併記 氏名 静岡 太郎 (非内)

(お客様サービス課扱い) 担当者 株式会社 清水
清水 一郎
TEL 0543-54-3210
施工業者名

道路法第35条の規定により協議します。

占用の目的 上水道給水細管埋設工事

路路名 市道 御幸町常盤町3丁目線 (歩道・その他)

占用の場所 場所 静岡市葵区〇〇町〇〇番地 外従表示

占用物件	名称	規格	数	量
上水道給水細管		外径27mm		2.5m

占用の期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から 占用物件の構造 ポリエチレン φ20mm
令和〇〇年〇〇月〇〇日まで 交通規制内容

工事の期間 令和△△年△△月△△日から 工事実施の方法 片側交互通行、誘負
令和△△年△△月△△日まで 内2日

道路の復旧方法 N3タイプ、10㎡ 添付書類 位置図・平面図・断面図・構造図
交通規制図・占用物件確認書・現況写真

備考 本復旧面積 突工事日数。(本復旧を含む。)
※工事期間は必ず記入してください。 受付
取水確認書
取り扱い課の受付を経て、申請してください。(受付印)

承諾書新様式（通常）

承 諾 書

下記の工事について、
①、『規制内容』
することを承諾いたします。

記

1. 路線名 市道 ■●●●●● 号線
2. 区 間 静岡市葵区 ■●●●●● 番地の ● から
静岡市葵区 ■●●●●● 番地の ● までの間
3. 工事名 令和 ● 年度 ■●●●●● 第 ● 号
■●●●●● 号線 ■●●●●● 工事
4. 発注者 静岡市長 名
(■●●●●● 局 ■●●●●● 課)
5. 受注者 ■●●●●● 建設株式会社
(連絡先) 054-●●●●●●●●●●●●●●●●
6. 規制期間 自 令和 ● 年 ● 月 ● 日 (●) から
至 令和 ● 年 ● 月 ● 日 (●) までの間
7. 時間帯 午前 ● 時 ● 分から午後 ● 時 ● 分までの間

令和 ● 年 ● 月 ● 日

自治会・町内会名
会長名

●

承諾書新様式（掘削制限箇所）

承 諾 書

下記の工事について、
掘削制限期間中の箇所について掘り返し
することを承諾いたします。

記

1. 路線名
2. 区 間 静岡市 区 番地 から
静岡市 区 番地 までの間
3. 工事名
4. 発注者 静岡市長 名
(局 部 課)
5. 受注者
(連絡先)
6. 規制期間 自 令和 年 月 日 () から
至 令和 年 月 日 () までの間
7. 時間帯 午前 時 分から午後 時 分までの間
8. 施工理由
9. その他 施工後の騒音・振動による苦情や要望に対しては、
施工者が責任を持って対応します。

令和 年 月 日

自治会・町内会名
会長名

●